**平成29年度　ギャンブル等依存症セミナー（第８回「知る、分かる、考える、**

**統合型リゾート（ＩＲ）セミナー」）講演要旨**

**講演：「ギャンブル依存症について」**

**講師：籠本　孝雄　氏（大阪精神医療センター院長）**

１．依存症を理解する～その人が悪いのではない、背景にある生き辛さ

○ＩＲによりギャンブル依存症患者の増加が懸念されているが、カジノ施設がない今でも、依存症の問題はある。身近に依存症で苦しんでおられる人がいないと、依存症になるのは自業自得だ、なぜ公的な医療保険を適用して治療できるようにするのか、などと思う方もおられる。しかし、それぞれの方に事情や辛いことがあり、ちょっとしたことがきっかけで、心が崩れてしまい、お酒や薬物、ギャンブルなどに依存していってしまう場合がある。

○私自身にも弱さや醜さはあるが、今、こうして、健全に仕事をしていられるのは非常に恵

まれているからだと思う。それは、親が健全な子どもとして育ててくれ、しんどい時には

学校の先生や友達が助けてくれ、育ってきた環境でも人間関係でも恵まれたからである。

自分の力だけで困難に打ち勝ち、今の自分があると思っている人はほとんどいないはずだ。

依存症になってしまった人も、薬物に手を出すことは悪いことだとわかっているし、酒を

飲み過ぎると自分の体にも悪いし、家族にもつらい思いをさせてしまうこともわかってい

る。どうしてもやめられない。ギャンブルも同じである。

○大阪精神医療センターが本格的にギャンブル依存症の治療に取り組んでから数年しか経っていない。少し前まで、どの医療機関もギャンブル依存症が病気であるという認識はなかった。回復を支援されている団体や関係機関は、ギャンブル依存症は病気であり、サポートが必要であると認識しているのに対し、一般の方はもちろんのこと、医療機関もギャンブル依存症が治療の対象であるとは考えておらず、依存症患者や家族の方が相談に来られても、ちゃんと対応していなかった。依存症対策を進めるためには、医療機関だけではなく、家族や支援団体など様々な人が関与しなければならない。

○アルコールの場合もギャンブルの場合も本質は同じであり、生きづらさや孤独感等が要因で過度に手を出してしまい、どんどんのめり込んでしまうと、自分の意思だけではその状態から抜け出せなくなる。

○依存症の問題を社会の課題として捉えると、直接的な対策だけでなく、その下地づくりのために健全な社会が必要であり、つらい思い、寂しい思いをしている辛い人を放っておかず、また、できるだけつくらないようにする必要がある。その一つには、子どもを健全に育て、励まし、いろんなチャンスを与え、努力でき、辛いことや厳しい環境からも立ち直れる家庭や社会をつくることが非常に重要である。ギャンブル依存も含めて、依存症対策を進めていくために、社会全体で健全に子どもを育てていけるような下地がなければ、世の中に起こっている様々なメンタルの問題や犯罪は無くならない。実際に問題が起きてしまった場合、問題を起こした人、問題を抱えた人を元の状態に戻すことは大変である。

２．ギャンブル依存症の実態

○ギャンブル依存症は、精神科では「病的賭博」と呼ばれ、また、アメリカ精神医学会では「ギャンブル障害」と定義されている。依存症とは、問題が生じているにもかかわらず、なかなかそれを止められない悪い習慣に耽溺してしまうことである。また、依存症になるメカニズムには、脳内に多く出されると興奮し、快楽を感じるドーパミンと呼ばれる神経伝達物質が関わっており、より強い刺激を求めるようになる。

○依存症患者の特徴として、自己評価が低く自信を持てない、本音を言えない、孤独で寂し

いと感じている、などといったことが言われている。

　○ビッグイシュー基金のギャンブル依存症問題研究会がとりまとめた『ギャンブル依存症からの生還－回復者12人の記録』という報告書があり、そこには以下の内容が記載されている。

・〔ギャンブルの起源〕偶然による勝ち負け・賭けられる財貨・実施のルールの３要素が揃うとギャンブルが成立する。ギャンブルは人間社会の始まりと共にあったと考えられる。

・〔どういう人間がギャンブルにはまるのか〕条件と環境次第で誰でもがギャンブルにの

めり込む可能性を持っている。

・〔借金〕お金の出所は、自分の収入以外は２つしかない。家族による借金の肩がわりと

消費者金融・銀行・ヤミ金融からの借金。家族による借金の肩代わりでギャンブルがや

むことはなく、逆に重症化する。多重債務の債務整理でギャンブルがやむのはほんの短

期間で、ギャンブルは再開される。

・〔嘘と言い訳〕ギャンブル依存症者は金の工面のため、朝起きてから夜寝るまで嘘を考えている。言い訳はつきもので、不実な態度を注意されてもノラリクラリと言い訳ですりぬけ続ける。この嘘と言い訳が人間を変える。その終着点が、３ざる状態、自分の病気が見えない（見ざる）、人の忠告を聞かない（聞かざる）、自分の気持ちを言わない（言わざる）と、３だけ主義、大切なのは今だけ（将来などどうでもいい）、大事なのは自分だけ（妻子や親兄弟などどうでもいい）、大切なのはお金だけ（愛情や友情など知ったことか）。そして、ギャンブル依存症者が次に走るのは、家庭内窃盗や万引き、横領、保険金詐欺。

・〔のめり込むギャンブルの種類〕日本の公営ギャンブルをその年商を多い順に列挙すると、競馬（３兆円弱）、宝くじ（9,500億円）、競輪（6,000億円）、スポーツ振興くじ（1,000億円）、オートレース（700億円）。法的にはギャンブルとはみなされていないパチンコ・スロット（年商20兆円）。ギャンブル依存症者のはまるギャンブルは、５～６割がパチンコ・スロットである。（なお、年商の数字は様々なものがあるので、一つの参考と理解してほしい。）

・〔ギャンブル障害の日本的な特徴〕「ギャンブルへのアクセスのよさ」「ギャンブル機器の射幸性」「借金のしやすさ」「尻拭いの常套化」「制限のないギャンブル広告」「予防教育のなさ」。

・〔治療に不可欠な自助グループ〕ギャンブルは生活習慣病であり、治療は生涯教育。自助グループの参加の目標は、単にギャンブルをやめ続けることではなく、思いやり・寛容・正直・謙虚といった人間としての徳目の獲得である。

３．虐待や不適切養育による依存症等の精神的トラブルへの影響

○福井大学の子どものこころの発達研究センター（発達支援研究部門）の友田明美教授は、小児科医であり、虐待を専門に研究されている。友田先生は、以下のように言われている。

・児童虐待と成人になってからの精神的トラブルに間には、強い関連がある。

・生命の危機に至らないケースでも、小児期に虐待を受けた影響は、思春期・青年期・壮年期など、人生のあらゆる時期において様々な形をとって現れる。うつ、不安障害、自殺念慮・企図。外に向かう場合には、攻撃的・衝動的になって反社会的行動に出たり、多動症や薬物濫用となって現れ、衝動的な子どもや薬物依存症の増加といった社会問題とも関係していると言われている。既報告では、子どもの虐待による、薬物濫用、うつ病、アルコール依存症、自殺企図への進展は、50～78％の人口寄与リスクがあると言われている。

・酷い虐待を受け続けると、海馬に委縮や血流障害が生じるなど、脳への影響が大きい。

○平成26年に新たに矯正施設（刑務所や少年院）に収容された受刑者21,866人のうち、12.2％を占める2,672人は統合失調症・薬物依存症・知的障害等を有する精神障害者。

認知の歪みや軽度知的障害等の障害に長い間気付かれず、自信を無くして非行化し、少年鑑別所や医療少年院ではじめて障害のあることに気付かれる少年が多い。早い時期からの教育・医療・福祉の支援が重要である。また、矯正施設の受刑者・医療観察法の対象者に児童虐待や不適切養育が関与している事例がとても多い。

○暴言や暴力など明らかな虐待や育児放棄だけでなく、子育てに真剣になるあまりの度の過ぎた行為も含め「不適切な養育」（マルトリートメント）は、子どもの健全な発達を阻害する。

４．スイスにおける依存症対策の紹介～アクセス制限
○スイスは、観光政策を推進する上で、欧州の他国にはカジノがあることを踏まえ、賭博場

開設を禁止していた憲法条項を1993年に廃止、1998年に賭博法が制定し、ギャンブル産

業の導入を決定。2002年にカジノ開業、現在は19のカジノが営業。導入にあたっては、副作用を多面的に検討し、その最小化を図るための政策をとってきた。ギャンブル依存症対策は非常に徹底されており、参加者の保護を目的としたプログラムを個々に用意することが法律的に義務付けられていたり、国レベルでギャンブルを統括・監視する委員会ととともに、ギャンブル依存症問題に特化した諮問委員会も設置されている。ギャンブル場への入場停止も法制度化されており、この仕組みを実施するために特別の登録簿が設けられている。入場停止が適当と判断され登録された人数は、カジノ解禁の直前で既に4,559人。カジノ解禁後、毎年3,000～4,000人が登録され、３年間で13,000人に達したとのこと。

５．依存症対策の遅れ

○アルコールやギャンブル等の依存症は、適切な治療と支援により回復が可能である。しかし、本人の否認や専門医療機関・支援機関の不足等のため必要な治療・支援を受けられていない。薬物依存についても、長年にわたり司法の対象として捉えられており、急性精神病症状に対応する医療機関はあるが、依存症自体の治療を行う医療機関はごく一部である。

○平成25年度に実施された厚労省の調査研究ではギャンブル依存症が疑われる者は、4.8％（536万人）で、諸外国の10倍という結果が出された。しかし、この調査は評価基準等に問題があるとされ、平成28年に予備調査が行われ、平成29年度に再度調査が実施された。平成29年度調査では、ギャンブル依存症が疑われる者（過去１年以内）は0.8％（70万人）、内パチンコ・パチスロに最もお金を使った人は0.7％。ギャンブル依存症が疑われる者（生涯）は3.6％（320万人）、内パチンコ・パチスロに最もお金を使った人は2.9％となっている。いずれにしろ、これに、アルコールと薬物の依存症患者を加えると、相当の数になり、深刻な結果であり、ギャンブルを含めた依存症対策をしっかりやらないと、さらに依存症患者が増えるという警告だと考えている。

６．回復支援のための連携の重要性

　○医療機関における治療だけで回復することは困難なため、当事者グループ等と連携することが重要。当事者グループ等への繋ぎなどのサポートができる医療機関を増やし、きれめのないサポートができるよう様々な取組みを始めている。依存症対策は医療だけで完結するものではないので、問題解決のため様々な関係機関との連携が必要である。

○精神科医療機関においても、依然として依存症に関する正しい知識や理解の不足からくる偏見や陰性感情が根強いのが現状である。しかし、治療プログラムの実施を通じて依存症患者と関わっていく中で、依存症も他の精神疾患と何ら変わりない疾患であると気づき、医療者の陰性感情が払拭されることも明らかになった。

○集団治療プログラムに参加している当事者の声の中に、「緩やかな自殺行為から解放されるために、仲間と経験を分かち合うことこそが回復だと知った。」というのがある。同じ経験をした者同士のつき合いを通して、回復できる実態がある。また、治療者の共感的態度が治療効果を左右するといわれている。要するに、「私は診ることができない」という医者の気持ちが顔や態度に出ると、治療効果が左右されるということだ。回復までの全ての支援を自分の医療機関で抱えることは無理だと理解していただき、各々の医療機関で相談に乗れる範囲は相談に乗り、対応が難しい問題については別の関係機関があるため連絡するというような形でやっていただけたらよいと思う。治療者側の陰性感情を払拭し、大阪府の依存症治療体制の充実・強化に取り組むことが重要と考えている。

○大阪では、「大阪アディクションセンター」という、依存症の本人及び家族をきれめなく

相談、治療、支援し、回復につなげるためのネットワークを構築し、連携を強化している。依存症に関わる、医療機関・司法機関・回復施設・自助グループ、行政機関等からなる様々な主体が参画し、互いに相談・紹介できる顔の見える関係をつくることをめざしている。